

仕 様 書

- 1 件 名 社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団LED照明器具の購入及び工事について
- 2 概 要 LED照明の整備対象施設に仕様を満たす器具の納品・交換業務を行うこと。
- 3 仕 様 (1) 数量
仕様書別表の各施設仕様書のとおり

(2) 製品仕様
仕様書別表の各施設仕様書のとおり
ただし、器具は全て新品とする。
なお、仕様書に記載の型番は参考のものであるが、既存照明をLED照明に交換することにより、維持管理費の削減を図れるもので用意すること。
以上とともに、次の項目を満たすこと。

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| ちらつき対策 | 電気用品安全法 別表8(866の2)エル・イー・ディー・ランプイ構造(ニ)の技術基準を遵守したもの。(光出力はちらつきを感じないものであること) |
| ノイズ対策 | 電気用品安全法の基準を満たすこと。 |
| 定格寿命 | 全光束が設計値の70%となるまでの総点灯時間が40,000時間以上であること。 |
| 安全対策 | LED照明を既存の照明器具に誤装着した場合、人体に危害を加えるおそれのある電流が流れない構造であること。 |
| 品質管理体制 | ISO9001の認証取得工場で製造していること。 |

なお、採用する照明器具は日本国内に本社を有し、県内公共施設において設備実績のある製造メーカー製のものとする。

- 4 履行場所 仕様書別表の「納入場所一覧」のとおり
- 5 納 期 令和5年3月31日(金)まで

6 設置概要

(1) 業務の概要

- ア 4項に記載する対象施設の既存照明を、5項の期限までにLED照明に取り換える工事を実施し、器具の交換を行い施設管理者が安全に使用できる状態にすること。
ただし、器具の交換については必要な箇所のみとする。
- イ 不要となった既存照明、撤去した既存器具等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令を遵守の上、受注者の負担において適正に処分すること。

(2) 作業要件

- ア 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）、建設業等関係法令を遵守すること。
- イ 仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編【最新版】）」によること。
- ウ 作業にあたっては現地調査を十分に行い、必要な場合は事業者の負担において劣化したソケット（接触不良、割れ、バネ不良）及び電線の交換を実施し、作業後、安全に使用できるよう設置すること。
- エ 作業足場は受注者の負担とし、法令等に基づき適切な設置管理を行うこと。
- オ 作業及び現地調査の日時については、別途協議の上、決定すること。
- カ 作業時の安全管理に十分配慮すること。
- キ 作業時の養生は原則シート養生とするが、必要な場合は受注者の負担で既存施設及び什器等に毀損がないよう適切に養生すること。
- ク LED照明の設置後は、必ず施設管理職員立ち会いのもと、業務の完了確認を行うこと。

(3) 設置後の現地試験

- ア 照度測定は、設置作業前、作業後の日没後に実施すること。側点等については監督職員の指示に従うこと。
- イ 絶縁測定は、設置作業前、作業後に分電盤の分岐回路ごとに測定し、設置作業による絶縁劣化のないことを確認すること。
- ウ 現地試験の日程及び時間については、別途監督職員と協議の上決定すること。
- エ 現地試験の結果、不具合が発見された場合は、受注者の負担と責任において照明器具及び周辺機器が正常に動作するよう必要な調整作業を実施すること。

- (4) 提出書類
 - ア 施工計画書及び計画工程表
 - イ 使用材料承認図、製品の取扱説明書
 - ウ 現地試験成績表
 - エ 施行写真（作業前、作業中及び作業後）
 - オ 保証体制図
 - カ 契約金総額の内訳明細書
 - キ その他監督職員が指示した書類

7 物件の保証

- (1) 物件の保証期間は、5年とする。
- (2) 保証期間中に、器具不良あるいは経年劣化等により、物件が正常に動作しなくなった場合は、物件の交換等を実施するものとし、この作業に必要な物件及びその負担とする。
なおこの場合において、導入した物件と同一製品が生産中止等により納入困難な場合は、同等以上の性能・規格を有する代替品を用意すること。
- (3) 保証期間中における不具合発生時において、速やかに復旧させることを目的として、専用窓口を設置し、その他連絡先を物件の設置期限までに明示する事。

8 損害賠償

この契約の履行に伴い、受注者の責めにより、事業団及び第三者が被った被害については、受注者が損害賠償の責を負うものとする。
ただし、その損害のうち事業団の責に帰すべき理由により生じたものについては事業団が負担する。

9 守秘義務

- (1) 事業団が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。
- (2) 契約業務を遂行するにあたり、事業団から図面等各種資料の貸出し、又は支給を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理すること。
なお、紛失又は、破損した場合は直ちに事業団に報告し、事業団の指示に従って措置すること。
- (3) 事業団より提供された資料等は、本契約遂行の目的以外に使用してはならない。

10 その他の条件

- (1) 受注者以外の事業者が、物件の設置作業（現地試験を含む）や保証等、当該契約の一部を履行する場合は、あらかじめ書面により通知し、事業団の承認を得ること。

- (2) 当該仕様書に定めのない事項や本契約に疑義を生じた場合は、別途事業団と協議の上、決定する。
- (3) 仕様書の内容と現場に相違があった際は双方協議の上、現状の照明環境を損なわないように善処すること。
- (4) 工事に係る部分については、兵庫県内に本社又は本店を有する業者に優先して下請発注すること。ただし、発注者と協議の上、承認を得られた場合はこの限りではない。

納入場所一覧

| No | 施設名 | 住所 |
|----|---------------|-----------------|
| 1 | 自立生活訓練センター | 神戸市西区曙町1070 |
| 2 | あけぼのの家 | |
| 3 | のぞみの家 | |
| 4 | 小野起生園・福祉工場 | 小野市新部町1丁通1320 |
| 5 | 出石精和園成人寮多目的棟 | 豊岡市出石町荒木1300 |
| 6 | 出石精和園第2・第3成人寮 | 豊岡市出石町宮内1031 |
| 7 | 赤穂精華園 | 赤穂市大津1327 |
| 8 | 三木精愛園 | 三木市緑が丘町本町2丁目3 |
| 9 | 朝陽ヶ丘荘 | 佐用郡佐用町平福138-1 |
| 10 | たじま荘 | 豊岡市日高町十戸455 |
| 11 | ことぶき苑 | 豊岡市日高町祢布1304 |
| 12 | あわじ荘 | 淡路市野島貴船229-1 |
| 13 | 丹寿荘 | 丹波市市島町上竹田2336-1 |
| 14 | 丹寿荘GH | 丹波市市島町上竹田2322-1 |
| 15 | 立雲の郷 | 朝来市和田山町武田2063-3 |